

東京・埼玉が合同学習交流会を開催

給与明細から賃金の仕組みを学び、歩合給頼みの改善へ



首都圏運輸基本集団交渉団・東京トラック部会・埼玉トラック部会は、7月12日から13日にかけて、山梨県石和温泉で合同学習交流会を開催し、東京12人、埼玉7人の計19人が参加しました。

初日は午後2時から学習会を開始し、冒頭、上村集団交渉団長があいさつしました。上村団長は、最低賃金が毎年引き上げられるなか、自らの賃金が最低賃金を下回

っていないかを確認するとともに、給与明細で分からない点を明らかにし、2027年春闘の要求づくりにつなげてほしいと学習会の目的を説明しました。また、昨年からの東京・埼玉両部会の定期的な交流について協議を重ね、今回の開催に至ったことを紹介し、「部会の垣根を越えて大いに交流してほしい」と呼びかけました。

学習会では、神田支部の石塚書記長を講師に、最低賃金の仕組みやトラック運輸産業の賃金構成、今後の賃金・制度改善について学びました。後半は、各社の賃金規定や就業規則と照らし合わせながら、参加者が実際の給与明細を確認し、基本給、歩合給、各種手当がどのように計算され、支払われているのかについて理解を深めました。参加者からは、「給与明細の項目が複雑で分かりにくい」「基本給が低く、歩合給の割合が高いことを改めて実感した」などの意見が出されました。

学習終了後は交流会を開催し、矢島東京トラック部会長の発声で乾杯しました。参加者は、日頃の職場の状況や組合活動について語り合い、温泉で疲れを癒やししながら親睦を深めました。

2日目は午前9時から、事前に寄せられた質問をもとに、神田支部の社員制度や退職金制度について学習しました。最後に参加者全員が感想を述べ、「自社の賃金項目を改めて整理する必要がある」「歩合給頼みの賃金体系を変えていかなければならない」など、今後の職場での課題が共有されました。

まとめにあたった鈴木埼玉トラック部会長は、トラック運輸産業の改善には歩合給比率の引き下げと基本給の引き上げが欠かせないと強調しました。そのうえで、全国トラック部会の「新トラック政策」が掲げる年収目標である普通運転者500万円、大型運転者700万円の実現をめざし、東京・埼玉が力を合わせて首都圏から運動を前進させることを確認し、合同学習交流会を終了しました。



第 1 回物流政策推進関係者会議を開催

物流政策の具体化へ政労使が意見交換



第 1 回「物流政策推進関係者会議」が 7 月 14 日、東京・霞が関の中央合同庁舎 8 号館で開催され、建交労から上村誠全国トラック部会副部会長が出席しました。

同会議は、2025 年 6 月に議員立法で成立した「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」にもとづき設置されたものです。政府は物流施策を総合的・集中的に推進するため、2026 年 3 月に「物流政策推進会議」を設置し、その下に物流の実務に関する知識と経験を持つ関係者で構成する「物流政策推進関係者会議」を設けました。今後、年 2 回を目安に意見交換がおこなわれる予定です。

会議には、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省をはじめ、全日本トラック協会、労働組合から運輸労連、交通労連、建交労が参加しました。

冒頭、国土交通大臣政務官の加藤氏と、全日本トラック協会の坂本克己最高顧問があいさつ（上記写真をクリックすると YouTube 動画がご覧いただけます。※PDF のみ）しました。坂本最高顧問は、トラックドライバーをはじめ、トラック運輸産業で働くすべての人の処遇を底上げし、深刻な人手不足を克服していく必要性を強調しました。また、政労使が一堂に会する重要な会議を継続的に開催し、業界が抱える課題を共有しながら、質の高い物流産業をつくっていききたいと述べました。

会議では、トラック適正化 2 法や改正物流効率化法の施行状況、適正原価制度の施行に向けた今後の対応、総合物流施策大綱を踏まえた政策の進め方などについて報告がおこなわれました。厚生労働省、農林水産省、経済産業省からも、トラック運輸産業の労働環境改善に向け、関係省庁と政労使が連携してとりくみを進める考えが示されました。

トラック運輸産業の持続可能性を確保するためには、適正な運賃・料金の収受を労働者の賃金・労働条件の改善に確実につなげることが必要です。建交労は、今後の会議においても現場の実態とトラック労働者の声を届け、政策の具体化と実効性ある運用を求めています。

国土交通省／「物流政策推進関係者会議」開催、坂本最高顧問「ドライバーの幸せ」訴える

2026年07月14日 17:20 / 経営



関連キーワード 国土交通省 物流改正法

 この記事を音声で聴く

1x

国土交通省は7月14日、第1回「物流政策推進関係者会議」を開催した。物流政策推進関係者会議は、トラック適正化二法の完全施行などを推進するための会議体。

会議に出席した全日本トラック協会の坂本克己最高顧問は、「なんとしてでも、ドライバーとしての幸せ。この法律（トラック適正化二法）は、どこまでいってもヒト、ヒト、ヒトの法律です。いうまでもなく、我々の仕事は、暮らしを支える、産業、経済、これを支えるための基盤が物流です。人間で言えば血液です。そのポンプの役割をしているのが、ドライバーさんです。いわば心臓です。エッセンシャルワーカー、この人達が、夢と希望を持って、『俺こそがドライバーだ』と誇りをもっていただく。そういう社会を作るのが、今回の法律だ」とトラック改正二法を説明した。

その上で、「給料を上げてもらう必要がある。そのために、いま法律ができています。それに魂をいれるために、この会がある。問題は、ドライバーの処遇改善で、これをしっかりやるのが目的だ。それができたら、担い手不足はなくなる。我々のためではなく、国民のために、しっかりした質の高い、世界に冠たる物流を持続する。それがこの法律の目的だ」と述べた。

また、「いま人の問題は、日本のどこにいても労働力が不足している。これを何とかしないといけない。現場の人達が、しっかりと、応分の幸せを感じてもらう。憲法13条を実現するために、我々の業界でしっかりとやっていく。我々が先兵となってやる。そうすれば、あのドライバーですら、処遇改善ができたと他の産業もついてくる。政官労使が集まってやる、こんな会議はなかなかない。いま非正規（雇用）の人が増えている。約2100万人いる。200万円の手取りでは、結婚ができない。これでは、労働力の再生産ができない。結婚して子どもが育てられない。その人たちを正社員にすれば、労働力の再生産ができる。これが国益につながる。日本の社会問題、労働人口が減っていく、ややもすると消滅する。この危機をなんとかして、我々のドライバーが幸せになることから、まずはやっていく。これが国益につながっていく」とあいさつした。

※憲法13条（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



坂本最高顧問

坂本顧問ご挨拶

JTAVideo



見る

また、加藤竜祥国土交通大臣政務官は、「物流は、我が国の国民生活や経済活動、地域活性化などを支える重要な社会機関だ。一方で、担い手不足が深刻化する中、物流を新たな価値を創造するサービスとして捉え直し、より上質で魅力ある産業へと展開することが必要だ。政府では、2030年度までの期間を物流革新の集中改革期間と位置づけ、本年3月に閣議決定された総合物流施策大綱に基づき、物流効率化や商慣行の見直しなどの施策を強力に推進している」と取り組みを説明。

そして「特に重要となるのが、昨年6月に議員立法で成立したいわゆるトラック適正化二法だ。同法によって、トラックドライバーの経済的社会的地位の向上やトラック運送業界の質の向上を図るため、許可更新制度や適正原価が導入される。あわせて、物流に関する施策を総合的かつ集中的に推進するための体制整備として、関係閣僚からなる物流政策推進会議及び、物流の実務に精通した関係者からなる物流政策推進関係者会議を設けることとされている。本日は、関係省庁に加え、トラック適正化二法の成立にご尽力された全日本トラック協会の坂本最高顧問、全日本運輸産業労働組合連合会の成田中央執行委員長をはじめ、物流の現場を熟知された産労使の皆様にご参画いただいた。ぜひ、忌憚のない経験を賜りながら、実りある議論がされますことを期待している」とあいさつした。



加藤国土交通大臣政務官

物流効率化法／「特定事業者の届出」荷主・連鎖化3299社、トラック867社、倉庫58社受付

トラックニュースはトラックに関するB2B専門の
ニュースを平日毎朝メール配信しています

 [メルマガ無料登録はこちら ▶](#)